

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第159号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年8月30日 10時00分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市男鹿島西岸 男鹿島灯台から真方位292° 2,000m付近 (概位 北緯34° 39.9′ 東経134° 33.7′)
事故等調査の経過	平成24年11月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	石材砂利運搬船 第六拾天栄丸、488トン
船舶番号、船舶所有者等	132274、天栄興業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底外板に凹損及びプロペラ翼に曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、男鹿島西岸の碎石場岸壁において、石材約1,400tを積載し、船首約3.5m、船尾約5.0mの喫水で船長が操船して離岸作業中、平成24年8月30日10時00分ごろ浅所に乗り揚げた。 本船は、船体及び機関に異常がなかったので航行を続けた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	船長は、岸壁付近に浅所があることを知っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、男鹿島西岸において満載状態で離岸作業中、岸壁付近の浅所に接近したことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、男鹿島西岸において離岸作業中、岸壁付近の浅所に接近したため、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浅所が存在する場所では、潮汐と喫水を考慮して浅所への接近距離に注意すること。